

## 関心事（2011年5月）（修正）

### 1. 食品添加物の新規指定

5月の新規指定はありません。

WTO 通報を終え指定待ちの食品添加物、WTO 通報中の添加物については、4月と同様です。  
厚生労働省の薬事食品衛生審議会での審議が開始された品目

- 1) トリメチルアミン（香料）
- 2) イソキノリン（香料）
- 3) 亜塩素酸水

### 2. 既存添加物名簿の消除

既存添加物名簿の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 157 号）が、5月6日に公布され、これにより既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）の一部が改正されました。これにより、55 品目（一部消除の 2 品目を含め）が消除され、365 品目となりました。

### 3. JAS 規格の改定のための WTO 通報

5月31日、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、果実飲料、煮干魚類及び農産物漬物の日本農林規格（JAS 規格）の改正がなされることとなり、TBT 協定に従って、通告されました。意見の提出期限は、60 日で、その後所要の手続きがなされ、公示されます。

### 4. 食品の放射能問題

福島第一原発事故から 75 日過ぎましたので、「放射能一色」という状況から食品関係の話題も徐々に変わりつつあります。海外の規制も徐々に緩和されるとの報道はありますが、実際の現場はかなり厳しい状況が続いています。

#### 1) 規制（暫定規制）

厚生労働省食品安全部の「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」は、4月と変わっていません。

#### 2) 検査体制

ゲルマニウム半導体検出器を中心とした食品中の放射性物質の検査実施可能な施設も徐々に増加しています。設備を導入した大手食品企業もあります。

#### 3) 東日本大震災を受けた食品表示の運用について（Q & A）

4月27日、消費者庁は「東日本大震災を受けた食品表示の運用について（Q&A）」を公表しました。「震災地域以外で販売。授与されるものについても適用されますが、いずれも一時的な措置です。」とされています。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin584.pdf>

#### 4) 海外における日本製品の規制（神奈川県を追加）

EUは5月24日、日本からの輸入食品の放射線検査に関する欧州委員会規則を見直し、神奈川県を検査対象に加えることを決定しました。これで検査対象は1都12県になりました。改定規則は24日にEU官報に掲載、25日に発効しました。

対象地域は、福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川の13都県です。

日本政府が5月12日、神奈川県産の緑茶の生葉から暫定基準値を越す放射性セシウムを検出したことをEUに通知し、EUはそれを受け規則を改正しました。尚、緑茶の放射性セシウムの基準値は1キロ当たり500ベクレルだが、神奈川県が計測した値は530～780ベクレルの間でした。

また、農林水産省大臣官房国際部国際協力課長、農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）は、5月24日、「EU向けに輸出される食品に関する輸出規制について」を各都道府県に通知しました。

尚、各国の輸入検査については、農林水産省のホームページに紹介されています。

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/hukushima\\_kakukokukensa.html](http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html)

また、各国の規制等の動きは、日本貿易振興機構（JETRO）の「通商弘報」でも紹介されます（有料です）。情報の検索に当たっては、農林水産省の「福島第一原子力発電所事故による農林水産物等への影響～関係府省庁等のサイトへのポータル～」が便利です。

[http://www.maff.go.jp/noutiku\\_eikyo/index.html](http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/index.html)

#### 5) WHOが発信する情報（日本における地震と津波）

WHO西太平洋地域事務局は、Situation Reportを出しています。その日本語訳（仮訳）も出しています。例えば、「WHO SITREP No.33」は、5月11日時点の報告です。

[http://www.who.or.jp/index\\_files/whositrep\\_no33\\_11may\\_jp.pdf](http://www.who.or.jp/index_files/whositrep_no33_11may_jp.pdf)

#### 6) 放射性物質による食品の汚染

厚生労働省が、適宜集約し公表しています。5月30日現在、22都府県の4,191件を検査し、319件が規制値を超過しています。日本の緩い規制値でも約8%が規制値を超えていたこととなります。東京都（小松菜）や神奈川県（生茶と荒茶）でも規制値を超えたことは特筆すべきです。これらは決して「風評被害」ではありません。

#### 7) 海洋汚染

日本海洋学会震災対応ワーキンググループ・観測サブワーキンググループは、5月16日、文部科学省の（独）海洋開発機構（JAMSTEC）によるモニタリングは不十分であるとし、「福島第一原子力発電所の事故に起因する海洋汚染モニタリングと観測に関する提言」を公表しました。

[http://summify.com/story/TdSwEiuhntnfuABFf/www.kaiyo-gakkai.jp/sinsai/2011/05/post-4.html?utm\\_campaign=share&utm\\_medium=general&utm\\_source=share](http://summify.com/story/TdSwEiuhntnfuABFf/www.kaiyo-gakkai.jp/sinsai/2011/05/post-4.html?utm_campaign=share&utm_medium=general&utm_source=share)

\* フランスのシミュレーションが、ネットで公開されていますが、内容は未確認です。

<http://sirocco.omp.obs-mip.fr/outils/Symphonie/Produits/Japan/SymphoniePreviJapan.htm>

## 5. 腸管出血性大腸菌による集団食中毒

本年4月、富山県のフーズフォーラスが運営する焼き肉チェーン店「焼肉酒家えびす」砺波店でユッケを食べた6歳の男児、40歳代女性、70歳代女性、同じチェーン店の福井市の店でユッケを食べた男児1名も死亡するという重大な食中毒が発生しました。腸管出血性大腸菌 O111 が主な原因と考えられています。

消費者庁は、5月2日、消費者に向けての食中毒の予防のお願いと厚生労働省に対して、消費者安全法に基づく資料提供の協力依頼を行いました。

厚生労働省は、5月10日、富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて、生食用食肉に関する消費者への情報提供、管理の適正化を図るため、(1) 生食用食肉を提供する飲食店において、適切な生食用の加工を行った施設名を店内等に掲示し、(2) 営業者間の食肉の取引の際に、衛生基準に基づく生食用の加工を行っているか否かを文書で確認するよう、都道府県等に通知しました。

また、5月4日、厚生労働省のホームページで「腸管出血性大腸菌食中毒の予防について」を掲載し、適宜更新しています。(最終：5月26日)

\* 厚生労働省のプレスリリース(最新：5月27日)によれば、有症者：169名(男：87名、女：82名)、死亡者：4名(男：2名、女：2名)です。

## 6. トール油ロジンのグリセロールエステルの安全性 EFSA Journal 06 May 2011

飲料に使用されるエマルジョンの油相に添加されるトール油ロジン(GETOR)のグリセロールエステルについてANSパネルが評価しました。GETORは、トール油ロジンのエステル化に由来するレジン酸のモノ-、ジ-、トリ-グリセロールエステルの混合物で、フリーのレジン酸、けん化性あるいは非けん化性の物質も含まれます。GETORに関する毒性試験データは適切でなく、ウッドロジングリセリンエステルと化学的に同等であるという結論も確認できませんでした。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2141.htm>

\* ウッドロジングリセリンエステル(GEWR)の指定要請が取り下げられたこと、ダンマル樹脂が既存添加物から削除されたこと、既存添加物ロシンは欧米では使用されていないと思われること等から、日本で使用されるエマルジョン(乳化香料)の油相に添加される物質は何か?安全性はどうか?との疑問は深まるばかりです。輸入乳化香料は、飲料業界にとって大きなリスク要因です。(報告書作成者のコメントです。)

## 7. ワインの最低度数の変更（オーストラリア）

FSANZは、オーストラリア産ワインの最低アルコール度数を、EUと同じ4.5%に変更することについての意見募集を行いました（2011年6月2日までの意見募集）。改訂による社会的利益がコストを上回るとしています。

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/newsroom/mediareleases/mediareleases2011/21april2011callforco5141.cfm>

## 8. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2011年5月）

- ・海勢水産株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：エビ類」の命令検査で、トリフルラリン 0.002ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・東洋冷蔵株式会社がタイから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：寿司エビ」のモニタリング検査で、スルファジアゾン 0.02ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社マルハニチロが中国から輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、スルファメトキサゾール 0.01ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社丸翔が台湾から輸入した「養殖うなぎ」の命令検査で、フェニトロチオン 0.006ppm と 0.009ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社クローバートレーディングが台湾から輸入した「養殖うなぎ」の命令検査で、フェニトロチオン 0.003ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・海清水産株式会社が中国から輸入した「冷凍 切り身 はも：加熱加工用」の命令検査で、トリフルラリン 0.014ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ニチレイフレッシュがベトナムから輸入した「冷凍切り身・むき身 いか」の命令検査で、クロラムフェニコール 0.0008ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ミットモがウクライナから輸入した「全粉鶏卵」の自主検査で、フラゾリドン（3-アミノ-2-オキサゾリドン 0.019ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠食糧販売株式会社がエクアドルから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えて 2,4-D が 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがベネズエラから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えて 2,4-D が 0.02ppm 及び 0.03 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えてチアメトキサムが 0.04ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えてフェンバレレートが 0.22ppm 検出され、併せてイミダクロプリド 0.10ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を

超えてフェンバレーレートが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・ 有限会社山里食品が中国から輸入した「生鮮ごぼう」のモニタリング検査で、クロルピリホス 0.02ppm、ホキシム 0.03ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 豊田通商株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：にんじん」の命令検査で、一律基準を超えてアセフェートが 0.02ppm 検出され成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 富士通商株式会社がメキシコから輸入した「生鮮アボガド」の命令検査で、一律基準を超えてアセフェートが 0.02ppm 検出され成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社スミフルがメキシコから輸入した「生鮮アボガド」の命令検査で、一律基準を超えてアセフェートが 0.02ppm 検出され成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社河島食品が中国から輸入した「漬け物：酢漬け野菜」の自主検査で、安息香酸 0.03g/kg 検出による使用基準不適合（対象外使用）となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社高島商事がベトナムから輸入した「無調味乾燥品：えび類」の自主検査で、二酸化硫黄 0.18g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 有限会社さかふじがインドネシアから輸入した「寒天粉」の自主検査で、ホウ酸 1.1g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社タミヤがイタリアから輸入した「ビスケット類」の自主検査で、シアン化合物 25mg/kg が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社日食がフランスから輸入した「その他の洋菓子」の自主検査で、指定外添加物アシッドブルーが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社 AFCO が中国から輸入した「無加熱摂取冷凍食品：ふわふわ大福（バニラ）」、「同（チョコ）」、「同（ティラミス）」、「同（チーズ）」の行政検査で、指定外添加物ステアリン酸カリウムの使用が認められ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社ケーエスシーがブラジルから輸入した「即席めん（フライめん）」の自主検査で、指定外添加物 TBHQ 1µg/g 及び 2µg/g が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 興和株式会社が中国から輸入した「食品添加物：リン酸」の自主検査で、成分規格不適合（純度試験 比重 不適）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2011年5月31日）